

南島原市ニュース

令和5年12月19日

タイトル

令和5年第4回南島原市議会定例会に
議案を追加提出しました

令和5年第4回南島原市議会定例会に別添の議案を追加提出
しました。

[配布資料]
議案

担当部署	総務部 総務秘書課	担当者	小玉 博邦
直通	0957-73-6621	E mail	gyousei@city.minamishimabara.lg.jp
詳しくは <small>☎</small>		検索ワード	
担当者 連絡先			

令和5年第4回南島原市議会 定例会

(追加議案) 参 考 資 料

○議案の概要〔P1〕

南島原市

令和5年第4回南島原市議会定例会 追加議案

議案第51号 南島原市手数料条例の一部を改正する条例について

市 民 生 活 部
市 民 課

* 戸籍法及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

議案第52号 令和5年度南島原市一般会計補正予算(第8号)

総 務 部
財 政 課

* 補正予算(案)の概要があります。

議案第51号

南島原市手数料条例の一部を改正する条例について

南島原市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年12月19日提出

南島原市長 松本政博

提案理由

戸籍法及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

南島原市手数料条例の一部を改正する条例

南島原市手数料条例（平成18年南島原市条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第2条関係）（地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）により額を定めるもの）

番号	手数料の種類	単位	金額
1	戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付	1通につき	450円
2	戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項1件につき	350円
3	戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項及び6の項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発	戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき	400円

	<p>行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>		
4	<p>戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書の交付</p>	1通につき	750円
5	<p>戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付</p>	証明事項1件につき	450円
6	<p>戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した</p>	除籍電子証明書提供用識別符号1件につき	700円

	<p>行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</p>		
7	<p>戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付</p>	1通につき	<p>350円</p> <p>（婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1通につき1,400円）</p>

8	戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務	書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件につき	350円
9	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第34条第2項（同法第73条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく自動車臨時運行の許可申請手数料	1件につき	750円

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

南島原市手数料条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新				旧			
別表第2（第2条関係）（地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）により額を定めるもの）				別表第2（第2条関係）（地方公共団体の手数料の標準に関する政令により額を定めるもの）			
番号	手数料の種類	単位	金額	番号	手数料の種類	単位	金額
1	戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付	1通につき	450円	1	戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1通につき	450円
2	戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項1件につき	350円	2	戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明手数料	1事項につき	350円
3	戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関	戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき	400円	3	戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは	1通につき	750円

	<p>する法律（平成 14 年法律第 151 号）第 7 条第 1 項の規定により同法第 6 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項及び 6 の項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</p>				
4	<p>戸籍法第 12 条の 2 において準用する同法第 10 条第 1 項若しくは第 10 条の 2 第 1 項から第 5 項ま</p>	1 通につき	750 円		
	<p>第 10 条の 2 第 1 項から第 5 項までの規定若しくは同法第 126 条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第 120 条第 1 項若しくは第 126 条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付</p>				
4	<p>戸籍法第 12 条の 2 において準用する同法第 10 条第 1 項若しくは第 10 条の 2 第 1 項から第 5 項までの規定又は同法第 126 条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明手数料</p>	1 事項につき	450 円		
5	<p>戸籍法第 48 条第 1 項（同法第 117 条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は同法第 48 条第 2 項（同法第 117 条において準用する場合を含む。）若しくは第 126 条の規定</p>	1 通につき	350 円		<p>（婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の</p>

	での規定若しくは同法第 126 条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第 120 条第 1 項、第 120 条の 2 第 1 項若しくは第 126 条の規定に基づく除籍証明書の交付		
5	戸籍法第 12 条の 2 において準用する同法第 10 条第 1 項若しくは第 10 条の 2 第 1 項から第 5 項までの規定又は同法第 126 条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項 1 件につき	450 円
6	戸籍法第 120 条の 3 第 2 項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第 7 条第 1 項の規定により同法第 6 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同	除籍電子証明書提供用識別符号 1 件につき	700 円

	に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書交付手数料			受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1 通につき 1,400 円)
6	戸籍法第 48 条第 2 項（同法第 117 条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出その他書類の閲覧手数料	書類 1 件につき	350 円	
7	道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 34 条第 2 項（同法第 73 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく自動車臨時運行の許可申請手数料	1 件につき	750 円	

	<p>項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>		
7	<p>戸籍法第 48 条第 1 項 (同法第 117 条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第 48 条第 2 項 (同法第 117 条において準用する場合を含む。)若しくは第 126 条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第 120 条の 6 第 1 項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付</p>	1 通につき	<p>350 円</p> <p>(婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める</p>

			様式による上質紙を用いる場合にあっては、1通につき 1,400 円)
8	戸籍法第 48 条第 2 項 (同法第 117 条において準用する場合を含む。) の規定に基づく届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務又は同法第 120 条の 6 第 1 項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務	書類又は届書等情報の内容を表示したものの 1 件につき	350 円
9	道路運送車両法 (昭和 26 年法律第 185 号) 第 34 条第 2 項 (同法第 73 条第 2 項において準用する場合を含む。) の規定に基づく自動車臨時運行の許可申請手数料	1 件につき	750 円

令和5年度南島原市一般会計補正予算（第8号）

令和5年度南島原市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ147,071千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35,002,921千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月19日提出

南島原市長 松本政博

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金		5,571,773	142,801	5,714,574
	2. 国庫補助金	2,202,225	142,801	2,345,026
19. 繰入金		2,911,240	4,266	2,915,506
	2. 基金繰入金	2,911,239	4,266	2,915,505
21. 諸収入		281,587	4	281,591
	5. 雑入	160,099	4	160,103
歳 入	合 計	34,855,850	147,071	35,002,921

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 民生費		11,221,170	2,100	11,223,270
	1. 社会福祉費	6,386,013	2,100	6,388,113
7. 商工費		1,014,711	144,971	1,159,682
	1. 商工費	1,014,711	144,971	1,159,682
歳 出	合 計	34,855,850	147,071	35,002,921

南島原市一般会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金	5,571,773	142,801	5,714,574
19. 繰入金	2,911,240	4,266	2,915,506
21. 諸収入	281,587	4	281,591
歳入合計	34,855,850	147,071	35,002,921

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3. 民生費	11,221,170	2,100	11,223,270	1,900	0	0	200
7. 商工費	1,014,711	144,971	1,159,682	140,901	0	4	4,066
歳 出 合 計	34,855,850	147,071	35,002,921	142,801	0	4	4,266

2 歳入

(款) 15 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金

単位：千円

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 総務費国庫補助金	1,004,153	142,801	1,146,954	10. 物価高騰対応重点 支援地方創生臨時 交付金	142,801	財政課 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金
計	2,202,225	142,801	2,345,026			

(款) 19 繰入金 (項) 2 基金繰入金

1. 財政調整基金繰入金	782,968	4,266	787,234	1. 財政調整基金繰入 金	4,266	財政課 財政調整基金繰入金
計	2,911,239	4,266	2,915,505			

(款) 21 諸収入 (項) 5 雑入

3. 雑入	160,087	4	160,091	1. 雑入	4	人事課 雇用保険料個人負担分
計	160,099	4	160,103			

3 歳 出

(款) 3. 民生費 (項) 1. 社会福祉費

単位：千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		事業説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 社会福祉総務費	1,802,060	2,100	1,804,160	1,900			200	18. 負担金補助及び交付金	2,100	臨時福祉給付金支給事業 福祉課 低所得世帯支援給付金(追加分)	2,100 2,100 2,100
計	6,386,013	2,100	6,388,113	1,900			200				

(款) 7. 商工費 (項) 1. 商工費

2. 商工振興費	482,549	144,971	627,520	140,901		4	4,066	1. 報酬	1,226	商工振興対策事業	144,971
								4. 共済費	130	人事課 社会保険料	130
								8. 旅費	82	商工観光課 一般事務員報酬	1,226
								10. 需用費	2,511	会計年度任用職員通勤費用弁償 消耗品費	82 300
								11. 役務費	1,722	印刷製本費 通信運搬費	2,211 1,722
								18. 負担金補助及び交付金	139,300	電子地域通貨チャージポイント負担金 消費喚起クーポン券事業補助金 貨物運送事業等継続支援金	25,200 100,800 13,300
計	1,014,711	144,971	1,159,682	140,901		4	4,066				

1 一般職
(1) 総括

単位：千円

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(3) 1,045	624,082	1,617,155	1,346,232	3,587,469	716,365	4,303,834	
補正前	(3) 1,037	622,856	1,617,155	1,346,232	3,586,243	716,235	4,302,478	
比 較	(0) 8	1,226	0	0	1,226	130	1,356	

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当	住居手当	管理職 手 当	特殊勤務 手 当	通勤手当	時間外 手 当	夜 間 勤 務 手 当	管理職員特 別勤務手当	期末手当	勤勉手当	単身赴任 手 当	地域手当	退職手当
	補正後	68,868	34,847	30,600	0	29,387	144,696	808	0	416,756	298,204	0	260	321,806
	補正前	68,868	34,847	30,600	0	29,387	144,696	808	0	416,756	298,204	0	260	321,806
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

備考
ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(3) 413	—	1,617,155	1,293,452	2,910,607	595,148	3,505,755	
補正前	(3) 413	—	1,617,155	1,293,452	2,910,607	595,148	3,505,755	
比 較	(0) 0	—	0	0	0	0	0	

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当	住居手当	管理職 手 当	特殊勤務 手 当	通勤手当	時間外 手 当	夜 間 勤務手当	管理職員特別 勤務手当	期末手当	勤勉手当	単身赴任 手 当	地域手当	退職手当
	補正後	68,868	34,847	30,600	0	29,387	144,696	808	0	363,976	298,204	0	260	321,806
	補正前	68,868	34,847	30,600	0	29,387	144,696	808	0	363,976	298,204	0	260	321,806
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

備考 1 この表は給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員（事業費支弁に係る職員を含む）で予算の積算となったものについて記載しております。
2 0内は、短時間勤務職員について外書きで記載しております。

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	632	624,082	—	52,780	676,862	121,217	798,079	
補正前	624	622,856	—	52,780	675,636	121,087	796,723	
比 較	8	1,226	—	0	1,226	130	1,356	

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当	住居手当	管理職 手 当	特殊勤務 手 当	通勤手当	時間外 手 当	夜 間 勤務手当	管理職員特別 勤務手当	期末手当	勤勉手当	単身赴任 手 当	地域手当	退職手当
	補正後	—	—	—	—	—	—	—	—	52,780	—	—	—	—
	補正前	—	—	—	—	—	—	—	—	52,780	—	—	—	—
	比 較	—	—	—	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—

備考 1 この表は報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員（事業費支弁に係る職員を含む）で予算の積算となったものについて記載しております。

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

単位:千円

区 分	増減額	増減事由別内訳		説 明	備 考
給 料	0				
報 酬	1,226	会計年度任用職員の増	1,226	会計年度任用職員の増	
職 員 手 当	0				

令和5年度南島原市一般会計補正予算(第8号)(案)の概要

令和5年12月19日

南島原市総務部財政課

— 目 次 —

令和5年度	南島原市一般会計補正予算（第8号）（案）の概要	P 1
令和5年度	南島原市補正予算（案）の総額	P 2
令和5年度	一般会計補正予算（第8号）（案）歳入内訳	P 3
令和5年度	一般会計補正予算（第8号）（案）歳出目的別内訳	P 4
令和5年度	一般会計補正予算（第8号）（案）歳出性質別内訳	P 5
令和5年度	南島原市一般会計補正予算（第8号）（案）主な計上事業の概要	P 6～7

◎ 令和5年度 第8号補正予算（案）等の概要

今回の補正予算は、国補正予算による物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、エネルギー・物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を目的とした消費喚起クーポン券事業に要する経費、貨物運送事業者等継続支援事業に要する経費、臨時福祉給付金支給事業に要する経費を計上いたしました。

① 消費喚起クーポン券事業に要する経費

1億3,167万1千円

② 貨物運送事業者等継続支援事業に要する経費

1,330万円

③ 臨時福祉給付金支給事業に要する経費

210万円

その結果、令和5年度補正予算の総額は、

一般会計 1億4,707万1千円

で、これを現計予算と合算すると、

一般会計 350億 292万1千円

となります。

これを令和4年度12月補正後予算と比較すると、

一般会計 3億8,803万9千円の増

となり、伸び率は、

一般会計 1.1%の増

となっています。

◎令和5年度 南島原市補正予算（案）の総額

会計別補正予算内訳表

(単位：千円、%)

	令和5年度 現計予算額 A	令和5年度 補正予算額 (案) B	令和5年度 補正後予算額 C (A+B)	令和4年度 12月補正後予算額 D	増減額 E (C-D)	増減率 (E/D)	補正予算の主な内容
一般会計 ①	34,855,850	147,071	35,002,921	34,614,882	388,039	1.1	消費喚起クーポン券事業 131,671千円 貨物運送事業等継続支援事業 13,300千円 臨時福祉給付金支給事業 2,100千円
重点	2,305,122	0	2,305,122	2,950,147	▲ 645,025	▲ 21.9	
その他	28,823,516	147,071	28,970,587	27,279,789	1,690,798	6.2	
公債費	3,727,212	0	3,727,212	4,384,946	▲ 657,734	▲ 15.0	
国民健康保険事業特別会計	8,039,155	0	8,039,155	8,236,733	▲ 197,578	▲ 2.4	
後期高齢者医療特別会計	751,782	0	751,782	759,887	▲ 8,105	▲ 1.1	
特別会計合計 ②	8,790,937	0	8,790,937	8,996,620	▲ 205,683	▲ 2.3	—
水道事業会計	1,955,592	0	1,955,592	1,946,095	9,497	0.5	
下水道事業会計	896,297	0	896,297	872,896	23,401	2.7	
企業会計合計 ③	2,851,889	0	2,851,889	2,818,991	32,898	1.2	—
合計 (①+②+③)	46,498,676	147,071	46,645,747	46,430,493	215,254	0.5	—

企業会計の予算額は収益的支出と資本的支出の合計額となります。

◎令和5年度 一般会計補正予算（第8号）（案） 歳入内訳

（歳入）

（単位：千円、％）

年度	令和5年度 現計予算額		令和5年度 補正予算（第8号） （案）		令和5年度 補正後予算額		令和4年度 12月補正後予算額		増減額・率 令和5年/令和4年			補正予算の主な内容
	①	構成比	②	構成比	③	構成比	④	構成比	③-④	⑤		
										⑤/④		
1 市 税	3,382,234	9.7			3,382,234	9.7	3,312,206	9.6	70,028	▲	2.1	
2 地 方 譲 与 税	221,200	0.6			221,200	0.6	263,362	0.8	▲ 42,162	▲	16.0	
3 利 子 割 交 付 金	1,000	0.0			1,000	0.0	1,800	0.0	▲ 800	▲	44.4	
4 配 当 割 交 付 金	10,000	0.0			10,000	0.0	8,000	0.0	2,000		25.0	
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	10,000	0.0			10,000	0.0	7,000	0.0	3,000		42.9	
6 法 人 事 業 税 交 付 金	38,000	0.1			38,000	0.1	25,000	0.1	13,000		52.0	
7 地 方 消 費 税 交 付 金	1,048,000	3.0			1,048,000	3.0	1,048,000	3.0	0		0.0	
8 ゴルフ場利用税交付金	5,000	0.0			5,000	0.0	5,000	0.0	0		0.0	
9 環 境 性 能 割 交 付 金	12,000	0.0			12,000	0.0	15,000	0.0	▲ 3,000	▲	20.0	
10 地 方 特 例 交 付 金	10,540	0.0			10,540	0.0	9,922	0.1	618		6.2	
11 地 方 交 付 税	12,658,386	36.3			12,658,386	36.2	12,787,688	36.9	▲ 129,302	▲	1.0	
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	4,000	0.0			4,000	0.0	4,000	0.0	0		0.0	
13 分 担 金 及 び 負 担 金	57,933	0.2			57,933	0.2	67,460	0.2	▲ 9,527	▲	14.1	
14 使 用 料 及 び 手 数 料	489,226	1.4			489,226	1.4	496,217	1.4	▲ 6,991	▲	1.4	
15 国 庫 支 出 金	5,571,773	16.0	142,801	97.1	5,714,574	16.3	5,745,864	16.6	▲ 31,290	▲	0.5	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 142,801
16 県 支 出 金	2,767,456	7.9			2,767,456	7.9	3,613,401	10.4	▲ 845,945	▲	23.4	
17 財 産 収 入	59,675	0.2			59,675	0.2	226,751	0.7	▲ 167,076	▲	73.7	
18 寄 附 金	1,202,651	3.5			1,202,651	3.5	712,201	2.1	490,450		68.9	
19 繰 入 金	2,911,240	8.4	4,266	2.9	2,915,506	8.3	2,492,534	7.2	422,972		17.0	財政調整基金繰入金 4,266
20 繰 越 金	295,949	0.9			295,949	0.9	468,492	1.4	▲ 172,543	▲	36.8	
21 諸 収 入	281,587	0.8	4		281,591	0.8	249,684	0.7	31,907		12.8	雇用保険料個人負担分 4
22 市 債	3,818,000	11.0			3,818,000	10.9	3,055,300	8.8	762,700		25.0	
合 計	34,855,850	100.0	147,071	100.0	35,002,921	100.0	34,614,882	100.0	388,039		1.1	—

◎令和5年度 一般会計補正予算（第8号）（案） 歳出目的別内訳

（歳出）

（単位：千円、％）

款別	令和5年度 現計予算額		令和5年度 補正予算（第8号） （案）		令和5年度 補正後予算額		令和4年度 12月補正後予算額		増減額・率 令和5年/令和4年		補正予算の主な内容
	①	構成比	②	構成比	③	構成比	④	構成比	③-④	⑤/④	
1 議会費	214,526	0.6		0.0	214,526	0.6	212,580	0.6	1,946	0.9	
2 総務費	5,018,844	14.4		0.0	5,018,844	14.3	4,130,850	11.9	887,994	21.5	
3 民生費	11,221,170	32.2	2,100	1.4	11,223,270	32.1	11,121,214	32.1	102,056	0.9	低所得世帯支援給付金（追加分）2,100
4 衛生費	3,228,524	9.3		0.0	3,228,524	9.2	2,958,453	8.6	270,071	9.1	
5 労働費	533	0.0		0.0	533	0.0	533	0.0	0	0.0	
6 農林水産業費	1,610,247	4.6		0.0	1,610,247	4.6	3,007,185	8.7	▲ 1,396,938	▲ 46.5	
7 商工費	1,014,711	2.9	144,971	98.6	1,159,682	3.3	1,222,129	3.5	▲ 62,447	▲ 5.1	消費喚起クーポン券事業補助金100,800、電子地域通貨チャージポイント負担金25,200、貨物運送事業等継続支援金13,300など
8 土木費	3,948,463	11.3		0.0	3,948,463	11.3	3,388,588	9.8	559,875	16.5	
9 消防費	1,513,737	4.3		0.0	1,513,737	4.3	1,374,426	4.0	139,311	10.1	
10 教育費	3,015,220	8.7		0.0	3,015,220	8.6	2,619,214	7.6	396,006	15.1	
11 災害復旧費	292,663	0.8		0.0	292,663	0.8	144,764	0.4	147,899	102.2	
12 公債費	3,727,212	10.7		0.0	3,727,212	10.7	4,384,946	12.7	▲ 657,734	▲ 15.0	
13 予備費	50,000	0.2		0.0	50,000	0.2	50,000	0.1	0	0.0	
合計	34,855,850	100.0	147,071	100.0	35,002,921	100.0	34,614,882	100.0	388,039	1.1	—

◎令和5年度 一般会計補正予算（第8号）（案） 歳出性質別内訳

（歳出）

（単位：千円、％）

性質別	令和5年度 現計予算額		令和5年度 補正予算（第8号） （案）		令和5年度 補正後予算額		令和4年度 12月補正後予算額		増減額・率 令和5年/令和4年		補正予算の主な内容
	①	構成比	②	構成比	③	構成比	④	構成比	③-④	⑤/④	
1 人件費	4,564,268	13.1	1,356	0.9	4,565,624	13.1	4,514,624	13.0	51,000	1.1	一般事務員報酬1,226、社会保険料130
2 物件費	4,716,426	13.5	4,315	2.9	4,720,741	13.5	4,341,840	12.5	378,901	8.7	印刷製本費2,211、郵便料1,722、一般消耗品費300、会計年度任用職員費用弁償82
3 維持補修費	35,891	0.1		0.0	35,891	0.1	30,535	0.1	5,356	17.5	
4 扶助費	6,545,631	18.8		0.0	6,545,631	18.7	6,723,623	19.4	▲ 177,992	▲ 2.6	
5 補助費等	5,582,293	16.0	141,400	96.2	5,723,693	16.4	5,438,434	15.7	285,259	5.2	消費喚起クーポン券事業補助金100,800、電子地域通貨チャージポイント負担金25,200、貨物運送事業等継続支援金13,300、低所得世帯支援給付金（追加分）2,100
6 普通建設事業	5,405,615	15.5	0	0.0	5,405,615	15.4	5,957,940	17.2	▲ 552,325	▲ 9.3	
(1) 補助事業	2,464,321	7.1		0.0	2,464,321	7.0	3,327,084	9.6	▲ 862,763	▲ 25.9	
(2) 単独事業	2,759,377	7.9		0.0	2,759,377	7.9	2,482,871	7.2	276,506	11.1	
(3) 県営事業負担金	181,917	0.5		0.0	181,917	0.5	147,985	0.4	33,932	22.9	
7 災害復旧費	292,663	0.8	0	0.0	292,663	0.8	144,764	0.4	147,899	102.2	
(1) 補助事業	100,000	0.3		0.0	100,000	0.3	73,000	0.2	27,000	37.0	
(2) 単独事業	192,663	0.5		0.0	192,663	0.5	71,764	0.2	120,899	168.5	
(3) 県営事業負担金	0	0.0		0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
8 公債費	3,727,212	10.7		0.0	3,727,212	10.7	4,384,946	12.7	▲ 657,734	▲ 15.0	
9 積立金	1,213,250	3.5		0.0	1,213,250	3.5	372,623	1.1	840,627	225.6	
10 投資及び出資金	0	0.0		0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
11 貸付金	155,000	0.5		0.0	155,000	0.4	25,000	0.1	130,000	520.0	
12 繰出金	2,567,601	7.4		0.0	2,567,601	7.3	2,630,553	7.6	▲ 62,952	▲ 2.4	
13 子備費	50,000	0.1		0.0	50,000	0.1	50,000	0.2	0	0.0	
合計	34,855,850	100.0	147,071	100.0	35,002,921	100.0	34,614,882	100.0	388,039	1.1	—

令和5年度 南島原市一般会計補正予算（第8号）（案）

主な計上事業の概要

臨時福祉給付金支給事業

補正の理由

物価高騰により厳しい状況にある低所得世帯の経済的負担を緩和するため、令和5年度における家計急変世帯に対し、低所得世帯支援給付金を支給する。

補正予算の内容

- 〈対象〉 令和5年1月から12月までの任意の1月の収入が減少し、12倍した金額が住民税均等割の非課税相当となる世帯。(30世帯)
- 〈給付額〉 1世帯あたり7万円
- 〈予算額〉 低所得世帯支援給付金 2,100千円(30世帯分)

補正予算事業費

(単位:千円)

事業費	財源内訳					事業費の内訳
	国費	県費	市債	その他	一般財源	
2,100	1,900				200	低所得世帯支援給付金 2,100

【国庫】物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 1,900千円

事業費の推移

(単位:千円)

現計予算額	補正額	補正後の予算額
671,729	2,100	673,829

事業担当課

福祉課

商工振興対策事業

補正の理由

エネルギー・物価高騰の影響を受けた市民や事業者を支援するため、消費喚起クーポン券事業及び貨物運送事業者等継続支援事業を実施する。

補正予算の内容

- 消費喚起クーポン券事業: 131,671千円
 (配布額) 一人当たり3,000円分のクーポン券を世帯毎に配布
- 貨物運送事業者等継続支援事業: 13,300千円
 (概要) 貨物運送事業者等の事業継続を支援するため、事業者が保有する車両台数に応じた支援金を交付する。
 (対象者) 市内に事業所又は営業所を有する貨物運送事業者等で、引き続き事業継続の意思がある事業者。
 (支給額) 一台当たり2~6万円

補正予算事業費

(単位:千円)

事業費	財源内訳					事業費の内訳
	国費	県費	市債	その他	一般財源	
144,971	140,901			4	4,066	消費喚起クーポン券事業補助金 100,800、電子地域通貨チャージポイント負担金 25,200、貨物運送事業者等継続支援金 13,300 ほか

【国庫】物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 140,901千円

【その他】雇用保険料個人負担分 4千円

事業費の推移

(単位:千円)

現計予算額	補正額	補正後の予算額
309,985	144,971	454,956

事業担当課

商工観光課、人事課

